

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和 3 年 1 2 月 1 5 日付けの一時扶助決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

(1) 定期券の取扱いについて

本件処分は、本件医院への通院経路のうち、「〇〇駅⇔〇〇駅⇔〇〇駅⇔〇〇駅」間について、請求人が同区間の定期券（1 4, 3 0 0 円）を購入した旨の領収書を提出し、同額の請求をしたものに対して、通院移送費として 1 3, 5 0 0 円（9 0 0 円×1 5 日分）を支給する旨の決定をしている。

処分庁の弁明書によれば、処分庁は、本件説明書 1 により、請求人に対して、本件医院の通院交通費の支給について、通院日数

の合計が16日以上となる場合は定期代の支給となり、通院日数の合計が15日以下の場合は往復料金の実費支給となることを通知したとされ、本件処分は、かかる通知の内容に従ったものと思われる。

しかし、1か月間の通院日数は、事前に確定しているものではなく、事後的に実績に基づいて判明するものである。処分庁の取扱いは、請求人に、事前に、その月の通院日数を予測して定期券の購入の有無についての判断を強いるだけでなく、その判断が現実と異なった場合に生ずる費用負担を請求人に強いる結果となるものであり、不当である。

(2) 領収書等未提出分について

本件処分は、本件医院への通院経路のうち、「〇〇～〇〇（220円）」と「〇〇～〇〇（220円）」について、これらの通院経路を利用したことの挙証資料となる領収書又はICカードの履歴がわかるコピーの提示がないとの理由により、医療移送費を支給しないとしている。

しかし、「領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行う」とされているように（医療要領第3・9・(3)・イ（後記第6・1・(3)参照））、挙証資料は領収書に限定されているものではない。この点、「経済的合理的な経路」における公共交通機関の利用料金に関しては、個別の切符の領収書やICカードの利用履歴が提出されない場合でも、通院証明証書等により当該医療機関への通院の事実が確認できれば、特に公共交通機関を利用しなかった事実が認定されない限りは、医療移送費の支給がされるべきである（反論書添付「生活保護制度の基礎知識」114頁）。

本件においても、本件医院への通院実績は、医療機関への照会により確認ができていないはずであり、かかる通院実績が確認できる以上、処分庁が「経済的合理的な経路」と認定した公共交通機関の利用料金については医療移送費が支給されるべきである。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 4 年 1 1 月 1 6 日	諮問
令和 4 年 1 2 月 2 0 日	審議（第 7 3 回第 3 部会）
令和 5 年 1 月 1 6 日	審議（第 7 4 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」としている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法 11 条 1 項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等を規定している。

このうち医療扶助について、法15条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる範囲内において行われるとし、その範囲の1つとして、「移送」（同条6号）を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

(3) 医療に係る移送についての給付

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」

（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）第3・9・(1)は、その給付方針として、移送の給付については、個別にその内容を審査し、同・(2)に掲げる範囲の移送について給付を行うものとするとしている。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであることとしている。

同・(2)が定める給付の範囲としては、同・アに、「被保護者から申請があった場合、医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」、同・イに「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」を挙げる。

移送の給付決定における審査については、「給付要否意見書（移送）により・・・福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること・・・福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならない」（医療要領第3・9・(3)・イ）とし、事後申請の取扱いについては、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やか

に申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えない」としている（同・ウ）。

そして、費用の算定については、「領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」としている（医療要領第3・9・(4)・イ）。

(4) 申請による保護の変更

ア 法24条9項が準用する同条1項は（以下、(4)において、準用する旨の記述を省略する。）、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条2項は、同条1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

イ 同条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

(1) 本件処分は、本件申請を受けて行った一時扶助決定処分であるところ、次の各事実が認められる。

ア 担当職員は、令和2年11月25日付けの請求人宛ての文書（本件説明書1）により、処分庁が認めた本件医院の通院経路を伝えるとともに、交通費の支給について、同年12月分以降は通院日数合計が16日以上になる場合は定期代の支給となること（ただし、定期券又は領収書の提示が必要）、15日以下の場合は実費支給となるが、必ず切符の領収書又はICカード利用時は履歴のコピーを提示すること（これらの提示がなければ支給はできない。）を伝えていること。

イ 処分庁からの照会に対する本件医院の医師からの回答によれば、適切な通院日数は週3日とされており、担当職員は、令和3年3月23日付けの請求人宛ての文書（本件説明書2）により、当該通院日数を守ること、以後この適切な通院日数を超えた分の通院交通費は支給できない旨を請求人に伝えていること。

ウ 本件申請書には、定期券14,300円の領収書（本件医院への通院経路のうち電車の定期券に相当するもの）の写しが添付されていたが、他に本件医院への交通費として確認できる切符等の挙証資料はなかったこと。

エ 処分庁は、本件申請について、本件医院に確認した請求人の通院日数は19日であるものの、本件医院から適切な通院日数は週3日（その後、本件医院の医師の回答は12～15日/月）とされていたことから、11月の適切な通院日数を15日と認定し、同日数に電車の往復料金（切符代）を乗じて、13,500円を支給していること。また、本件医院への通院に係る交通費のうち、「〇〇～〇〇」及び「〇〇～〇〇」のバス利用については、これらの通院経路を利用したことの挙証資料となる領収書等の提出がなかったことから、支給していないこと。

(2) そうすると、処分庁が、本件医院への通院交通費に係る11月分の通院日数を15日と認定し、また、本件医院への通院経路のうち、バス利用分については、領収書等の提出がなかったことから、「領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」とする医療要領（第3・9・(4)・イ）に基づき支給しないこととし、電車利用の往復料金に相当する13,500円を支給したことは、上記1の法令等の定めにもとった適正な判断ということができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、第3・(1)のとおり、1か月間の通院日数は、事後的に実績に基づいて判明するものであり、通院日数により、16

日以上は定期券代、15日以下は往復料金の実費とする処分庁の取扱いは、請求人に、事前に、その月の通院日数を予測して定期券の購入の有無についての判断を強いるもので、不当である旨を主張する。

しかし、本件医院への通院については、本件説明書2のとおり、事前に週3日以内と適切な通院日数が示されていたものであり、このことからすれば、通院日数の合計が16日以上となることは想定されないのであるから、請求人の主張には理由がない。

- (2) 請求人は、第3・(2)のとおり、経済的合理的な経路における公共交通機関を利用する料金に関しては、個別の切符の領収書等が提出されない場合でも、請求人の通院事実が処分庁において確認できたのであれば、特に公共交通機関を利用しなかった事実が認定されない限りは、医療移送費の支給がされるべきである旨主張する。

しかし、医療要領に「領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」とあることからすれば、処分庁が切符の領収書等の挙証資料の提出を求めるのは当然のことであり、また、それにより請求人に過大な負担をもたらすものともいえない。

さらに、請求人は、本件説明書1ないし3からすると、複数の病院に頻繁に通院するものと考えられ、請求人の各通院日の行程は、処分庁が病院に確認する通院履歴だけでは判明しないことが想定されるから、処分庁が、医療機関への通院履歴の確認だけでなく、切符等の挙証資料を求めるのは、移送費を適正に認定するために必要なことと考えられる。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法

令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙(略)